

財団法人大分県建設技術センター職員 給与に関する規程

(平成 13 年 4 月 1 日大分建技規程第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、財団法人大分県建設技術センター（以下「センター」という。）の職員給与の支給について必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第 2 条 この規程による給与は、給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。ただし、県職員退職者については、給料、管理職手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の額及び支給基準)

第 3 条 給与の額及び支給基準については、大分県職員に対して適用される条例、規則等を準用する。

ただし、管理職手当及び特殊勤務手当については、理事長が別に定める。

2 県職員退職者の基本給等については、県と協議の上、理事長が別に定める。

(支給の方法等)

第 4 条 第 2 条に定める給与の支給方法は、大分県職員の例による。

附 則

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(財団法人大分県建設技術センター職員給与に関する規定に経過措置)

改正後の財団法人大分県建設技術センター職員給与に関する規程第 2 条ただし書の規定は、施行日以後に採用された県職員退職者の給与について適用し、施行日前に採用された県職員退職者の給与については、なお従前の例による。